

学校経営のポイント

“小・中学校設置基準”の制定趣旨をふまえる

若井 彌一

小学校設置基準と中学校設置基準が、去る3月29日に公布された(省令第14号・第15号)。「待望の」という表現は必ずしもふさわしくないかもしれないが、「ようやく」という表現は、学校教育法第3条の規定に照らして適切かと思われる。

ようやく“小・中学校設置基準”が制定

学校教育法第3条は、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」として、国・公・私立を問わず、学校の設置は学校設置基準に従ってなされるべきことを定めているが、じつは、小・中学校については久しく学校設置基準が制定されないままになっていた。

高等学校設置基準は、昭和23年1月27日公布、大学設置基準は昭和31年10月22日公布、幼稚園設置基準は昭和31年12月13日公布、高等専門学校設置基準は昭和36年8月30日公布、というように比較的早期に制定されているが、じつに不思議なことに国の教育制度の根幹をなす義務教育学校については設置基準が制定されないままに、約55年の歳月が流れたのである。もっとも、設置基準の内容の一部に相当するものは、学校教育法施行規則において規定されていたという事情がある。

学校設置基準は、学校教育法第3条の規定からも知られるように、その主要な内容は施設・設備、組織編制に関する事項である。しかし、小・中学校設置基準の制定を契機として、学校教職員にぜひとも自覚を新たにしてほしいことがある。それは小学校設置基準、中学校設置基準の第2条と第3条である。

条文の内容はまったく同じであるから、ここでは中学校設置基準の第2条と第3条を掲げておく。

“自己点検”“学校情報提供”を義務づけ
第2条第1項 中学校は、その教育水準の向上を図り、当該中学校の目的を実現するため、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第2項 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

第3条 中学校は、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第2条は、各学校で自らの教育活動を自己点検・自己評価し、その結果を公表することを努力義務として課したものである。点検項目は、各学校で検討し、設定することが想定されている。

第3条は、保護者等に対する学校運営情報の積極的な提供を義務づけたものである。どのような情報を提供することが学校の信頼性を高め、学校への保護者等の協力姿勢を強化することになるか、各学校で検討し、実践に移していただきたい。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

■お知らせとお願い■

- …本紙「教職研修資料」は、購読料は必要ありません。本紙が不要の場合は、無料FAX 0120-462-488にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。
- …配信先変更等の場合は、①宛先②旧FAX番号③新FAX番号をご明記くださるようお願いいたします。
- …バックナンバーの配信はいたしておりません。バックナンバーは、小社ホームページをご覧ください。

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

好評発売中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！ 教育開発研究所・刊

創刊30周年記念増刊『教職研修 '02 情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)